

第7章 国民年金

第7章 国民年金

1 国民年金

(1) 国民年金

ア 適用

(ア) 強制加入

国民年金は、日本に住民登録のある20歳以上60歳未満の方は必ず加入しなければなりません。

a 第1号被保険者

【対象者】自営業者、農林漁業者、フリーター、学生、無職などの20歳以上60歳未満の方など

【保険料】国民年金保険料は各自で納めます。

【届出先】国保医療課 年金グループ ☎47-8129

b 第2号被保険者

【対象者】厚生年金・共済組合に加入している会社員・公務員の方

【保険料】厚生年金保険料・共済年金掛金として給料から天引きされます。

【届出先】勤務先が加入手続きをします。

c 第3号被保険者

【対象者】第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者

【保険料】国民年金保険料は自分で納める必要はありません。

【届出先】配偶者の勤務先から、日本年金機構に届出されます。

(イ) 任意加入

加入義務のない方でも、条件により加入することができます。

【対象者】

- ・ 海外転出している20歳以上65歳未満の日本人
- ・ 過去に未納期間などがあり、満額の老齢基礎年金を受けることができない方で、日本に住民登録のある60歳以上65歳未満の方
- ・ 昭和50年4月1日以前に生まれた方で、65歳に達しても年金受給資格期間が足りない方は70歳になるまでの間加入できます。

【保険料】国民年金保険料は各自で納めます。

【届出先】国保医療課 年金グループ ☎47-8129

(ウ) 付加年金

定額保険料（17,920円）に月額400円の付加保険料を上乗せして納めると、1か月あたり（200円×付加保険料納付済月数）で計算された額が老齢基礎年金に加算されます。

イ 保険料

(ア) 納付

第1号被保険者と任意加入被保険者には、日本年金機構から納付書が送付されます。年齢・所得に関係なく保険料は一律です。

【国民年金保険料額】

- ・ 定額保険料・・・1か月 17,920 円
- ・ 付加保険料・・・1か月 400 円

【納め方】納付書により、全国の銀行、ゆうちょ銀行、農業協同組合、信用金庫、信用組合、労働金庫、コンビニエンスストアなどでの納付及びスマートフォンアプリを利用した電子（キャッシュレス）決済での納付もできます。また、申し込みをすれば、指定の金融機関の口座から自動的に引き落とす口座振替やクレジットカードによる納付もできます。

保険料は毎月納めることになっていますが、保険料が割引される前納制度「2年前納・1年前納・6か月前納」があります。さらに、口座振替の毎月納付でも「当月末振替（早割）」制度には月60円の割引があります。

前納額（自主納付） 納付書で納める場合

前納期間	定額前納	割引額	付加付前納	割引額
前納1月	17,920 円	0 円	18,320 円	0 円
前納2月	35,780 円	60 円	36,580 円	60 円
前納3月	53,580 円	180 円	54,780 円	180 円
前納4月	71,330 円	350 円	72,920 円	360 円
前納5月	89,020 円	580 円	91,010 円	590 円
前納6月	106,650 円	870 円	109,030 円	890 円
前納7月	124,220 円	1,220 円	126,990 円	1,250 円
前納8月	141,730 円	1,630 円	144,890 円	1,670 円
前納9月	159,190 円	2,090 円	162,740 円	2,140 円
前納10月	176,590 円	2,610 円	180,530 円	2,670 円
前納11月	193,940 円	3,180 円	198,270 円	3,250 円
前納12月	211,220 円	3,820 円	215,930 円	3,910 円

【お問い合わせ先】大垣年金事務所

〈所在地〉大垣市八島町114番地2

〈電話番号〉78-5166

(イ) 免除

第1号被保険者で、保険料を納めることが困難な方には、状況に応じて本人等の前年所得により納付が免除あるいは猶予される制度があります。希望する場合は申請が必要です。

※ 任意加入者は、免除制度は適用されません。

a 法定免除

障害年金の受給者や生活保護法による生活扶助を受けている日本人などは、

原則保険料が全額免除されます。

年金額を計算する場合、法定免除期間は8分の4（平成21年3月分以前は6分の2）の額になります。

b 申請免除

本人、配偶者、世帯主の前年所得に応じて、全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除があります。

申請により、日本年金機構が前年所得などを基に審査し、判定基準を満たすと承認されます。承認期間は、7月から翌年6月までです。

年金額を計算する場合、全額免除期間は8分の4（平成21年3月分以前は6分の2）の額、4分の3免除期間は4分の1の額を納付すると8分の5（平成21年3月以前は6分の3）の額、半額免除期間は半額を納付すると8分の6（平成21年3月分以前は6分の4）の額、4分の1免除期間は4分の3の額を納付すると8分の7（平成21年3月分以前は6分の5）の額になります。

※ 災害、失業、倒産などを理由とするときは特例措置があります。別に雇用保険被保険者離職票などの書類が必要となりますので、詳しくは申請窓口にお問い合わせください。（納付猶予、学生納付特例も同様です。）

申請免除承認の前年所得のめやす

世帯員数※	全額免除	3/4免除	半額免除	1/4免除
単身世帯	67万円	103万円	151万円	199万円
2人世帯	102万円	152万円	205万円	257万円
4人世帯	172万円	240万円	292万円	345万円

※ 世帯員数は本人と地方税法上の扶養者の数です。

c 納付猶予

50歳未満の方で、本人、配偶者の前年の所得が全額免除の基準以下の場合、申請により納付の猶予を受けることができます。承認期間は、7月から翌年の6月までです。

年金額を計算する場合、納付猶予承認期間は、年金を受けるための期間には算入されますが、年金額には反映されません。

d 産前産後期間の免除

第1号被保険者で、出産日が平成31年（2019年）2月1日以降の方は免除を受けることができます。出産予定日の6カ月前から、出産後はいつでも届出可能です。

免除期間は、予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間（以下「産前産後期間」といいます。）、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間です。

年金額を計算する場合、保険料が免除された期間も保険料を納付したものとして年金額に反映されます。

e 学生納付特例

学生で、本人の前年所得が128万円以下の場合、申請により4月から翌年の3月までの期間、納付の猶予を受けることができます。対象となるのは、大学

(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校及び各種学校（学校教育法に規定されるもの。修業年限が1年以上の課程に限る。）の学生です。

年金額を計算する場合、学生納付特例承認期間は年金を受けるための期間には算入されますが、年金額には反映されません。

f 追納

免除や納付猶予、学生納付特例等の承認を受けた期間の保険料は、10年以内であればさかのぼって納めることができます。追納する場合の月は任意に選択できず、先に経過している月の分から納めます。追納額は、当時の保険料に政令で定める率を乗じて算出します。

令和8年度中に追納する場合の追納額

対象期間	保険料月額	追納月額 (全額)	追納月額 (半額)
平成28年度分	16,260円	16,850円	8,420円
平成29年度分	16,490円	17,070円	8,530円
平成30年度分	16,340円	16,900円	8,450円
平成31年度分	16,410円	16,950円	8,470円
令和2年度分	16,540円	17,070円	8,530円
令和3年度分	16,610円	17,110円	8,550円
令和4年度分	16,590円	16,990円	8,490円
令和5年度分	16,520円	16,770円	8,380円
令和6年度分	16,980円	16,980円	8,490円
令和7年度分	17,510円	17,510円	8,750円
令和8年度分	17,920円	17,920円	8,960円

g 継続申請

全額免除または納付猶予が承認された方で、あらかじめ継続申請を希望された場合は、当年度以降あらためて申請を行う必要はありません。ただし、災害、失業、倒産などの理由による申請の場合は、継続申請の対象となりません。

h 届出・申請窓口

- | | | |
|---|---|---------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 法定免除の届出 ・ 納付免除の申請 ・ 納付猶予の申請 ・ 産前産後免除の届出 ・ 学生納付特例の申請 | } | 国保医療課 年金グループ
☎47-8129 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 追納 | → | 大垣年金事務所 ☎78-5166 |

ウ 給 付

(ア) 老齢基礎年金

保険料を納めた期間等（支給要件）が原則10年以上ある方が、65歳になって受けられる年金です。

【支給要件】

次の①～⑦を合計して、原則として10年以上の期間が必要

- ① 国民年金の保険料を納めた期間
- ② 免除の承認を受けた期間
- ③ 納付猶予の承認を受けた期間
- ④ 学生納付特例の承認を受けた期間
- ⑤ 任意加入できる方が加入しなかった期間（カラ期間）など
- ⑥ 原則昭和36年4月以後の厚生年金、共済組合の加入期間
- ⑦ 第3号被保険者であった期間

【支給開始年齢】

支給開始年齢は65歳です。ただし、60歳から減額された年金の繰上げ受給や、66歳以後から増額された年金の繰下げ受給をすることができます。

※ 繰上げ・繰下げ受給を選択すると一生同じ受給率です。また繰上げ受給の場合は、障害基礎年金・寡婦年金の請求等ができなくなります。

【繰上げ受給率】

○昭和37年4月2日以降に生まれた方

(数字は%)

年齢	0か月	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月
60歳	76	76.4	76.8	77.2	77.6	78	78.4	78.8	79.2	79.6	80	80.4
61歳	80.8	81.2	81.6	82	82.4	82.8	83.2	83.6	84	84.4	84.8	85.2
62歳	85.6	86	86.4	86.8	87.2	87.6	88	88.4	88.8	89.2	89.6	90
63歳	90.4	90.8	91.2	91.6	92	92.4	92.8	93.2	93.6	94	94.4	94.8
64歳	95.2	95.6	96	96.4	96.8	97.2	97.6	98	98.4	98.8	99.2	99.6
65歳	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

○昭和37年4月1日以前に生まれた方

(数字は%)

年齢	0か月	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月
60歳	70	70.5	71	71.5	72	72.5	73	73.5	74	74.5	75	75.5
61歳	76	76.5	77	77.5	78	78.5	79	79.5	80	80.5	81	81.5
62歳	82	82.5	83	83.5	84	84.5	85	85.5	86	86.5	87	87.5
63歳	88	88.5	89	89.5	90	90.5	91	91.5	92	92.5	93	93.5
64歳	94	94.5	95	95.5	96	96.5	97	97.5	98	98.5	99	99.5
65歳	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

【繰下げ受給率】

(数字は%)

年齢	0か月	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月
65歳	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
66歳	108.4	109.1	109.8	110.5	111.2	111.9	112.6	113.3	114	114.7	115.4	116.1
67歳	116.8	117.5	118.2	118.9	119.6	120.3	121	121.7	122.4	123.1	123.8	124.5
68歳	125.2	125.9	126.6	127.3	128	128.7	129.4	130.1	130.8	131.5	132.2	132.9
69歳	133.6	134.3	135	135.7	136.4	137.1	137.8	138.5	139.2	139.9	140.6	141.3
70歳	142	142.7	143.4	144.1	144.8	145.5	146.2	146.9	147.6	148.3	149	149.7
71歳	150.4	151.1	151.8	152.5	153.2	153.9	154.6	155.3	156	156.7	157.4	158.1
72歳	158.8	159.5	160.2	160.9	161.6	162.3	163	163.7	164.4	165.1	165.8	166.5
73歳	167.2	167.9	168.6	169.3	170	170.7	171.4	172.1	172.8	173.5	174.2	174.9
74歳	175.6	176.3	177	177.7	178.4	179.1	179.8	180.5	181.2	181.9	182.6	183.3
75歳	184 (以降同じ)											

【年金額】満額＝847,300円

20歳から60歳になるまでの40年間すべて納めて満額になります。

a 老齢基礎年金の計算式

- 平成21年4月分以降の保険料免除期間を有する場合

$$847,300 \text{円} \times \frac{\begin{array}{c} \text{保険料} \\ \text{納付済月数} \end{array} + \frac{\begin{array}{c} \text{全額免除・} \\ \text{法定免除月数} \end{array} \times 4/8 + \frac{3/4 \text{免除月数}}{5/8} + \frac{\begin{array}{c} \text{半額免除月数} \end{array} \times 6/8 + \frac{1/4 \text{免除月数}}{7/8}}{40 \text{年 (または加入可能年数 ※)} \times 12 \text{月}}$$

- 平成21年3月分以前の保険料免除期間を有する場合

$$847,300 \text{円} \times \frac{\begin{array}{c} \text{保険料} \\ \text{納付済月数} \end{array} + \frac{\begin{array}{c} \text{全額免除・} \\ \text{法定免除月数} \end{array} \times 2/6 + \frac{3/4 \text{免除月数} \times 3/6}{3/6} + \frac{\begin{array}{c} \text{半額免除月数} \end{array} \times 4/6}{4/6} + \frac{1/4 \text{免除月数} \times 5/6}{5/6}}{40 \text{年 (または加入可能年数 ※)} \times 12 \text{月}}$$

※ 両期間ともに免除期間がある場合は、期間に応じて上記の計算割合を分子に組み合わせて計算することになります。

※ 「加入可能年数」とは、国民年金に加入しなければならない全期間のことで現在は40年です。しかし、国民年金制度が発足した当時（昭和36年4月1日）、20歳以上の方は、60歳までに40年間加入することができないため、加入可能年数の短縮制度が設けられています。

【請求窓口】

- 第1号被保険者期間のみの方 → 国保医療課
年金グループ ☎47-8129
- 第2号被保険者期間または第3号被保険者期間を含む方
→ 大垣年金事務所 ☎78-5166

(イ) 障害基礎年金

国民年金に加入している間や、20歳前の病気やけがなどによって、一定以上の障がいが残ったときに支給されます。

【対象者】 次の①②どちらかに該当する方

- ① 初診日において、国民年金の被保険者であること。または、国民年金被保険者であった60歳以上65歳未満の方で、日本国内に住所を有していること。
- ② 20歳前に障がい者となった方（この場合、本人の所得により支給制限があります。）

【支給要件】 次の①②どちらかに要件を満たすこと

- ① 初診日の前日において、初診日の前々月までの期間について、保険料納付済期間（保険料免除・納付猶予・学生納付特例期間を含む。）が加入期間の3分の2以上あること。なお、特例として、令和18年3月31日までに初診日がある場合は、初診日の前日において、初診日の前々月までの直近1年間に未納期間がないこと。
- ② 20歳前に初診日があること。

【障がいの認定】

障害認定日（初診日から1年6か月を経過した日、または1年6か月以内に症状が固定した日）に、法令で定められている障害等級表の1級または2級の障がいの状態にあるかどうかで認定されます。障害認定日に該当しない方は、その後65歳に達する日の前日までに2級以上に該当したとき（事後重症）は支給されます。ただし、事後重症による障害基礎年金は、65歳に達する前に請求する必要があります。

【年金額】

- 1級・・・1,059,125円
- 2級・・・847,300円

障害基礎年金受給者によって生計を維持されている子（18歳に達した年度末まで。障がいのある子は20歳未満）があるときには、次の額が加算されます。

加算対象の子	加算額
2人まで（1人につき）	各 243,800円
3人以降（1人につき）	各 81,300円

【請求窓口】

- 初診日が第1号被保険者期間
 - 初診日が20歳前
 - 初診日が第2号被保険者期間
 - 初診日が第3号被保険者期間
- } 国保医療課
 } 年金グループ ☎47-8129
 }
 } 大垣年金事務所 ☎78-5166

(ウ) 遺族基礎年金

国民年金加入中の死亡または老齢基礎年金を受ける資格期間を満たした方が死亡したとき、その人によって生計を維持されていた遺族（子のある配偶者、または子）に支給されます。

【対象者】 次の①～④いずれかに該当する方が死亡したとき

- ① 国民年金の被保険者
- ② 国民年金の被保険者であった方で、日本国内に住所を有し、60 歳以上 65 歳未満の方
- ③ 老齢基礎年金の受給権者
- ④ 老齢基礎年金の受給資格期間を満たした方

【支給要件】 ①②の場合は、死亡日の前々月までの期間において、保険料納付済期間（保険料免除承認期間、納付猶予承認期間、学生納付特例承認期間を含む）が加入期間の3分の2以上あること。なお、特例として、死亡日が令和18年3月31日以前の場合は、死亡日の前々月までの直近1年間に未納期間がないこと。

③④の場合は、保険料納付済期間（厚生年金保険や共済組合の加入期間を含む）と保険料免除期間などを合算した期間が25年以上あること。

【遺族の範囲】

遺族基礎年金を受けることができる遺族は、死亡した人によって生計を維持されていた次の方です。なお、優先順位は①が先で、①がいない場合は②が受けることができます。

- ① 死亡した方の配偶者であって、18 歳まで（18 歳に達した年度末になるまで）の子または 20 歳未満で障害年金の障害等級表の1級または2級の障がいがある子と生計を同じくしている配偶者
- ② 死亡した方の子であって、18 歳まで（18 歳に達した年度末になるまで）の子または 20 歳未満で障害年金の障害等級表の1級または2級の障がいがある子

【年金額】

a 子のある配偶者に支給される年金額

子の数	年金額
1 人のとき	1,091,100 円
2 人のとき	1,334,900 円
3 人以上	2 人のときの額に 1 人につき 81,300 円を加算

b 子みの場合に支給される年金額

子の数	年金額
1 人のとき	847,300 円
2 人のとき	1,091,100 円
3 人以上	2 人のときの額に 1 人につき 81,300 円を加算

(エ) 寡婦年金

第1号被保険者期間のみで、納付済期間と免除承認を受けた期間（納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間は除く）とを合わせて10年以上ある夫が死亡した場合、夫に生計を維持されていた妻（婚姻期間が10年以上）に、60歳から65歳になるまで支給されます。

ただし、死亡した夫が障害基礎年金や老齢基礎年金などを受けていた場合、また、妻が繰り上げ支給の老齢基礎年金を受けている場合は、支給されません。

【年金額】夫の第1号被保険者の期間について計算した老齢基礎年金の4分の3の額

【請求窓口】国保医療課 年金グループ ☎47-8129

(オ) 死亡一時金

第1号被保険者として、死亡日前に保険料を納付した月数等（一部免除承認期間を含む。）が、36月以上ある人が、老齢基礎年金・障害基礎年金のいずれも受けないで死亡し、その遺族が遺族基礎年金を受けられない場合、死亡した方と生計を同じにしていた遺族に支給されます。

なお、死亡一時金を受ける方の順位は①配偶者②子③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹となっており、先順位の人が受けられない場合は後順位の方に支給されます。

【死亡一時金の額】

保 険 料 納 付 済 期 間	金 額
36 月以上 180 月未満	120,000 円
180 月以上 240 月未満	145,000 円
240 月以上 300 月未満	170,000 円
300 月以上 360 月未満	220,000 円
360 月以上 420 月未満	270,000 円
420 月以上	320,000 円

【請求窓口】国保医療課 年金グループ ☎47-8129

(カ) 脱退一時金

第1号被保険者として保険料を納付した月数（一部免除承認期間を含む。）が実質6月以上ある、または厚生年金の被保険者期間が6月以上あり、老齢基礎年金を受けることができない外国人は、被保険者の資格を喪失し、日本国内に住所を有しなくなった日から2年以内に請求を行えば脱退一時金が支給されます。

ただし、障害基礎年金などを受けたことがある場合には支給されません。

【請求窓口】大垣年金事務所 ☎78-5166

(2) 年金生活者支援給付金

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の

年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

ア 老齢年金生活者支援給付金

【対象者】

- ① 65 歳以上で、老齢基礎年金を受けている
- ② 請求される方の世帯全員の市町村民税が非課税である
- ③ 前年の年金収入額とその他の所得額の合計が 909,000 円(昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの方は 906,700 円)以下である

【給付額(月額)】

給付額は、保険料納付済み期間等に応じて算出され、次の①と②の合計額です。

- ① 保険料納付済み期間に基づく額 $5,620 \text{ 円} \times \text{保険料納付済み期間} / 480 \text{ 月}$
- ② 保険料免除期間に基づく額 $11,768 \text{ 円} \times \text{保険料免除期間} / 480 \text{ 月}$

イ 障害者年金生活者支援給付金

【対象者】

- ① 障害基礎年金を受けている
- ② 前年の所得が 4,794,000 円＋扶養親族の数×38 万円 以下である

【給付額】

- ① 障害等級 1 級の方 7,025 円
- ② 障害等級 2 級の方 5,620 円

ウ 遺族年金生活者支援給付金

【対象者】

- ① 遺族基礎年金を受けている
- ② 前年の所得が 4,794,000 円＋扶養親族の数×38 万円 以下である

【給付額】

5,620 円

(3) 特別障害給付金制度

国民年金の任意加入期間に加入していなかったことにより、障害基礎年金等の受給権を有していない障がい者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として「特別障害給付金制度」が創設されました。

【対象者】

- ① 平成 3 年 3 月以前の国民年金任意加入対象であった学生
- ② 昭和 61 年 3 月以前の国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済年金等の加入者）または受給等をしていた方の配偶者
- ※ 上記①または②に該当する方であって、当時、任意加入していなかった期間内に障がいの原因となった傷病の初診日があり、現在障害基礎年金の 1 級、2 級相

当の障がいの状態にある方。ただし、65歳到達前までに障害基礎年金の1級、2級相当の障がいに該当されていた方に限ります。

※ 障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給できる方は対象になりません。

【支給額】

- ・ 1級相当・・・月額 58,650 円
- ・ 2級相当・・・月額 46,920 円

【備考】

- ・ 本人の所得により、支給が全額または半額に制限されることがあります。
- ・ 老齢年金、遺族年金、労災補償等を受けている場合には、その受給額分を差し引いた額が支給されます。（その受給額が特別障害給付金の額を上回る場合は、支給されません。）
- ・ 経過的福祉手当を受けている方が、特別障害給付金の支給を受けた場合、経過的福祉手当の受給資格は喪失します。
- ・ この給付金の支給は、請求のあった月の翌月分からになります。

【請求手続の窓口】 国保医療課 年金グループ ☎47-8129

【審査決定・問い合わせ先】 大垣年金事務所 ☎78-5166

